

【認定情報】審査期間

● 認定審査期間の実績(2021.4月～6月) (性能評価期間は含みません)

	標準期間※1	実績
新規	2ヶ月	47～69 日 (2ヶ月程度)
新規 (特定天井あり※2)	2.5ヶ月	—
計画変更	1.5ヶ月	—
計画変更 (特定天井あり※2)	2ヶ月	—
軽微な変更	1ヶ月	30～35 日 (1ヶ月程度)
軽微な変更 (特定天井あり※2)	1.5ヶ月	—

—は該当期間内での実績なしを示す

※1 標準期間は認定申請～認定書交付までの標準日数を表しています。

※2 特定天井がある場合は「通常の審査期間 + 0.5ヶ月」を目安としてください。

- ・担当官の交代により年度当初は審査期間が不安定でしたが、現状では通常の期間に戻りつつあります。
- ・緊急事態宣言の発出等により今後遅れが発生する可能性もあります。
- ・新型コロナウイルス対策対応により、国交省への対面での認定申請は原則行わないこととなっています。

【イベント】GBRC構造技術セミナー開催案内

例年開催しております『GBRC構造技術セミナー』について、今年度も開催を予定しております。

詳細については現在検討中ですので、決まり次第、Facebookやメールサービスの臨時便等でご案内いたします。

2021年度 GBRC構造技術セミナー

今年も開催します！

開催日 : 2021年12月頃 (予定)

開催形式 : 集合形式とオンラインの併用 または 完全オンライン
※新型コロナウイルスの感染状況等をふまえ決定いたします。

【お知らせ】社用携帯電話の導入について

この度、当課において社用携帯電話を導入することとなりました。

これに伴い、性能評定課員にご連絡いただく際の電話番号が変更となります。

なお、社用携帯電話の導入に伴い、一定期間の後これまでのダイヤルイン番号を廃止することとなります。今後は各職員の携帯電話にご連絡ください。

各職員の電話番号については、**本号の付録1**をご覧ください。



【お知らせ】免震材料等の立会検査業務について

免震材料等の品質管理体制強化に伴い、性能評定課にて立会検査業務を開始します。

詳細は、**本号の付録2**をご覧ください。

【お知らせ】委員会・認定申請資料の提出方法 (1/3)

前号にてご紹介しましたBoxの利用や、国交省への電子申請を踏まえ、委員会資料および認定申請資料のご提出について改めて取りまとめました。委員会資料および認定申請資料をご提出の際は、下記の要領でご準備ください。

<委員会資料・決裁用資料>

【新規】 【計画変更】 **【標】** : 標準コース **【中】** : 中低層コース

	電子データ (Boxにて提出)		印刷資料		
	必要データ	提出期限	必要書類	必要部数	提出期限
受付委員会 【標】	①委員会での説明資料 (PPT) 【標】 ②概要書一式 (PDF) ③整合性確認用電算出力 (PDF)	委員会前日16時 【標】 部会開催 1 週間前 【中】	①概要書一式	4部	委員会当日10時 【標】 部会開催 1 週間前 【中】
受付時 【中】			②整合性確認用図面 ・意匠図 (A3) ・構造図 (A3)	1部	
計算書等	①構造計算書 (PDF) ②構造図 (PDF)	報告委員会 2週間前			/
報告委員会	①委員会での説明資料 (PPT) ②報告用資料一式 (PDF) 【標】 報告用資料一式+概要書 (PDF) 【中】	委員会前日16時			
決裁時	①性能評価書交付用概要書一式 (PDF) (報告委員会までの議事録一式を含む)	(目安) 認定申請資料提出 期限の2週間前			

【お知らせ】委員会・認定申請資料の提出方法（2/3）

<性能評価受付資料>

【軽微な変更】 随時受付

	電子データ	印刷資料	
	必要データ	必要書類	必要部数
受付時	変更申請用概要書一式（PDF）	変更申請用概要書一式	4部
決裁時	性能評価書交付用概要書一式（PDF）		

<大臣認定申請資料>

○紙申請

【計画変更】 【軽微な変更】、【新規（複数棟申請、避難・耐火と同時申請の場合）】

印刷資料		
必要書類	必要部数	提出期限
①国交省提出用：紐綴じ/A3→A4折 ②GBRC控え：紐綴じ/A3→A4折なし ③別添一式：構造図含む/クリップ留め	各1部	認定申請前日 午前中まで
④既大臣認定書原本（変更申請時） ※既大臣認定書原本が無い場合、紛失届が必要です。		

【お知らせ】委員会・認定申請資料の提出方法（3/3）

<大臣認定申請資料>

○電子申請

【新規】※複数棟申請、避難・耐火との同時申請を除く

電子データ (Boxにて提出)	
必要データ (PDF)	提出期限
①認定申請資料一式 ※ファイル名は下記の通りとして ください。(1ファイル100MB以下)	認定申請前日 午前10時まで
5. 【案件名】パース・配置図 7-1. 【案件名】別添 7-2. 【案件名】別添構造図 8. 【案件名】別表 10. 【案件名】概要書 (追加検討・追加資料含む) 14. 【案件名】議事録 (受付～報告までの一式)	

・認定申請書、委任状、代理申請依頼書については、事務局よりメールにてご案内いたします。

電子申請・紙申請ともにメールにてご提出ください。

・Boxを利用した資料のご提出、および電子申請資料のご提出について、詳しくは前号No.43(2021.4.30)をご参照ください。

(https://www.gbrc.or.jp/assets/documents/center/high_building_info43.pdf)

【解説】認定等の申請を要しない変更について

国交省より「建築基準法における構造方法等の認定等における申請を要しない変更について」の通知がありましたのでお知らせいたします。

使用材料等の製品名等および認定番号が下記により変更となった場合の認定申請は不要です。

(1) 製品名等を変更する場合

認定部材・認定材料等において製品名等の変更があり、「**変更前の製品名等**」を「**変更後の製品名等**」に読み替えて差し支えない旨国土交通省より周知されたもの等※1

(例) 製造者の社名・製造工場の名称の変更 等

(2) 品質管理の変更に伴い大臣認定の認定番号の変更を行う場合

建築基準法第37条第二号の認定材料において、当該材料の品質管理の変更に伴う大臣認定が取得され、**変更後の認定に適合するものは変更前の認定に適合することとして差し支えない旨が新しい認定書に付記されたもの等**※1

(例) 工場変更による品質管理体制の変更 等

(3) 誤記の校正に伴い大臣認定の認定番号の変更を行う場合

認定書別添における**誤記**(要求性能に影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が認めるものに限る。)の**校正に伴う新認定が取得されたものであって、国土交通省より誤記を校正するための大臣認定である旨周知されたもの等**※1

※1 以下の国土交通省ホームページにて該当するものの一覧が掲載されます。

「建築基準法に基づく構造方法等の認定に係る帳簿等」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html

(参照)

「建築基準法における構造方法等の認定等における申請を要しない変更について(通知)」

<https://www.mlit.go.jp/common/001412397.pdf>

【編集後記】

コロナ禍での開催に賛否両論はありつつも、いよいよ東京オリンピックが始まりました。TVを見ながら連日夢中になって選手を応援しているという方も多いのではないのでしょうか。選手の活躍に刺激を受けてスポーツを始める方もいらっしゃると思いますが、スポーツ全般あまり得意ではない私は、とにかく観ることに徹したいと思います。暑い日が続きますので、体調にはお気をつけてお過ごしください。(S)



発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
 建築確認評定センター 性能評定課
 担当：大谷、甲谷、尻無濱
 TEL：080(8303)3867 FAX：06(6966)7680
 E-mail：seinou@gbrc.or.jp